

Title	植民地ニュー・イングランドの一タウンについて：サフィールド（マサチューセッツ）の場合
Sub Title	A town of colonial New England : Suffield, Massachusetts 1682-1715
Author	中村, 勝己
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.10/11 (1969. 11) ,p.1057(3)- 1068(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19691101-0003
Abstract	
Notes	宇尾野久教授追悼特集号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19691101-0003">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19691101-0003</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

気を列挙しているが、この大部分がある点までは久君の言動にあてはまるように思われるのである。

県人の共通性格をとりあげて、故人の姿をあれこれとあげつらうのは礼を失する所業ともいえよう。ことに身近かの方々にとっては決して快よいものではない。ただここに私がそれを敢えて企てるのは、故人がこのいわゆる県民性の良い面を平常の行動を通じて私たちに示していたことを、永く記憶にとどめたいからであって、他意はない。

久君の性格は決して勝気ではなかった。私の眼からすれば、弱気の好人物であった。久君が学位請求論文を提出する前後の態度は、いまから顧りみてもおのずと微笑をさそうものであった。当初その意図を察し得なかった私は、久君は一体この頃どうしたのかと、内心いぶかったものである。亡き野村博士から「まとまっているなら提出してごらん」といわれたようであるが、その直後、久君の晴々した表情をみて、人間はこうも変わるものかと感じたことであった。それだけ正直な人物だったのである。

久君の学位論文は既に入稿され書評もあることだから、ここにはとりあげない。ただ審査の衝に当って痛感したことは、久君の文体が心の内面そのままの表現であって、いわゆる余所行でないということであった。この点まことに好ましい。しかし他方において、意表外の行文にぶつかって、これをどのようにうけとめるべきかと戸惑うことがすくなくなかった。物事に頓着しない久君の性格の現われである。が、それは表面のことであって、内面は極めて敏感な人であった。それを内奥に秘めて、研究課題に向ってねばり強く堅実に進む研究生活を、久君は自身の平常心としたのであった。

20年も前のことである。戦後4、5年経ったとき、私たち経済学部の手連中は関東近県下に資料探訪のため何回か出張した。終日あちこちと不案内の場所を歩きまわり、初対面の旧家所蔵の古文書を借用する許可を得るまでには随分緊張もし苦勞もしたが、その際の一晩のことである。夕食後雑談にふけていた私たちは、久君の姿が一座の間から消えて相当時間がたっていることに気付いた。「もう部屋に戻って寝ているのではないか」、「そとへ散歩にでも出かけたのではないか」などと話したあと、では入浴して寝ようかということになって、風呂場に行ってみて驚いた。浴室の流し場に腰かけたままぐっすり寝こんでいるではないか。「おい宇尾野君、どうした」と声をかけても返事もない。よほど昼間の仕事がかたえたのか、汗を流したあと快よいままに寝入ってしまったと、ケロリとして話したと、あとで聞いたことであるが、いまでも私たちの間では、久君の湯殿の居眠りという現実ばなれの行動を口にしてニヤニヤする。久君のお通夜の席上でも故人の逸話としてこれが話題になった。

このようなユーモアを身をもって示す人物、中世初期ヨーロッパの真摯な研究者は、ミュンヘンの宿舎で誰にも看とられることもなく逝った。気の毒とも何ともいふべき言葉を知らない。だが久君の温かみのある性格は、天上の世界でも好感をもって迎えられているに相違ないと、私たちは信じているのである。

## 植民地ニュー・イングランドの一タウンについて

— サフィールド (マサチューセッツ) の場合 —

中村勝己

アメリカ植民地時代の土地制度は次の3つの類型に分ける事が出来る。即ち不自由(白人・黒奴)労働に依存するステーブル staple 生産体制としてのプランテーション、ペンシルヴェイニアの私領主制やニュー・ヨークの「パトルーン patroon制」・「マナー manor 制」、そして独立自営農民を中心とするニュー・イングランドの「タウン・システム town-system」がそれである。まず、南部ではプランテーションを造出する為に必要な大量の土地は人頭権制 headright system と売却制を通じて獲得され、不自由労働力はイギリスから供与された信用によって購入された。独立後棉作に移行したプランテーション制下の南部においては、たとえ「資本主義」的企業らしいものが見られ、その生産過程の一部に白人熟練工が雇用されていたとしても、労働力の主要部分は奴隷およびプランテーション制の所産たる「貧困白人」であった。それ故に南部工業の機械設備や経営組織がどれほど近代的に見えても、それらはプランテーション体制の拡張又は補完物にすぎず、その基礎にある奴隷労働を自ら破棄する事は出来なかったと考えられる。中部は色々な意味で南部と北部の中間的形態と考えられる。オランダ西印度会社に由来するパトルーン的地主制やイギリス時代のマナー制の問題は興味深いが、これらのハドソン河流域の半封建的地主制は、西部農産物の競争と農民の反地代闘争とによって解体して行った。北部は産業資本の播種地であるが、産業資本形成の前提としての独立自営農民層を広汎に創出したのは、はかならぬ「タウン・システム」だったのである。このように「タウン・システム」こそ、ニュー・イングランドを特徴づけ、アメリカ資本主義の歴史的起点をなしたものである。

「タウン・システム」については、19世紀末葉以来今日迄かの地においていくつかの研究結果の発表を見ているし、各タウンの地方史的研究や関係史料が少なからず刊行されている。殊にマサチューセッツはコネティカットと並んで、タウン史研究の中心を形成している。わが国においても戦前には市村与市氏の先駆的研究「ピューリタン植民史の研究」にはじまり、藤原守胤「アメリカ建

国史論」2巻(昭和15年)、玉谷宗市郎「イギリス植民地時代北アメリカ北部土地保有制度の性格」という二つのすぐれた研究がある。戦後では、平田宣道氏の美しい筆致で書かれた「富と民衆」、および「タウン・システム」の専門的研究「近代資本主義成立史論」などをあげる事が出来る。

アメリカにおける「タウン・システム」の研究の特徴は、政治史的・制度的ないし、ピューリタン史的であり、わが国の諸研究もある程度この傾向を示している。政治史的・制度的研究は多くの成果をあげたが、やがてそれをうけて経済史的研究が生み出されてくるようになった。ピューリタン史的研究自体は、近代的生産力の主体的要因を「宗教社会学」的に問題としていると理解されるべきである。タウンの本格的な経済史的研究はアカギの「ニュー・イングランド植民地のタウン所有権者」<sup>(3)</sup>にはじまるといえよう。

筆者は、ここで「タウン・システム」を、単にアダムズらのような制度的な類似や起原<sup>(4)</sup>という観点から問題とするつもりはない。また或る段階ではタウンの共同体的規制——例えば土地付与にあたっての人的選抜、土地譲渡の禁止・制限、土地利用の規制、家畜放牧の規制、手工業への規制等——は、資本主義発展の「桎梏」となったにも拘らず、それ以前の段階では、この一見「営利の自由」を極度に圧迫した規制こそ、実は南部や中部の遠隔地貿易商人や奴隷制プランターや半封建的地主の、そしてニュー・イングランドの遠隔地貿易商人の、「寛容」と「自由」を圧伏し、近代社会成立にとってたぐいなき逆説的契機となった。後代の、そして或る程度迄同時代の、「自由」思想にとっては堪えがたく狂信的に見えたこの「不寛容」と「自由の圧迫」こそ、あの「合理化」と「魔術からの解放」を最も徹底的に行ない、産業資本展開の道をはき清めつつ、自らは急速に「桎梏」と化して行ったのである。このような意味で筆者は、ピューリタンの誓約団体(=「セクテ」)の「共同体的規制」乃至共同性の歴史構成的意義<sup>(5)</sup>をここで問題としたいのである。こういう観点から筆者

注(1) Egleston, Melville, The Land System of the New England Colonies. (Johns Hopkins University, *Studies in Historical and Political Science*, 4th Series, XI-XII) Baltimore, 1886; Andrews, Charles M., The River Towns of Connecticut: A Study of Wethersfield, Hartford, and Windsor. (Johns Hopkins University, *Studies in Historical and Political Science*, 7th Series, VII-IX) Baltimore, 1889; Osgood, H. L., The American Colonies in the Seventeenth Century, 3 vols. N. Y., 1904; McLearn, Anne Bush, Early New England Towns: A Comparative Studies of their Development (Columbia University, *Studies in History, Economics and Public Law*, Vol. XXIX, No. 1.) N. Y., 1908; Akagi, Roy Hidemichi, The Town Proprietors of the New England Colonies: A Study of their Development, Organizations, Activities and Controversies, 1620~1770. Philadelphia, 1924; Woodard, Florence May, The Town Proprietors in Vermont: The New England Town Proprietorship in Decline. N. Y., 1936; Haller, William, The Puritan Frontier Town-Planting in New England Colonial Development, 1630~1660. N. Y., 1951. Harris, Marshall, Origin of Land Tenure of the United States. Ames, Iowa, 1953; Grant, Charles S., Democracy in the Connecticut Frontier Town of Kent. N. Y., 1961. など。

(2) Akagi, R. H., The Town Proprietors of the New England Colonies. *Bibliography*, pp. 301-339.

(3) 前注(1)参照。

(4) 拙著「アメリカ資本主義の成立」89頁以下参照。

(5) Weber, Max, "Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus." (GAzRS. I. Tübingen, 1920. SS. 17-206). 梶山力・大塚久雄訳「プロテスタント主義の倫理と資本主義の精神」(岩波文庫版); "Die protestan-

はここに、前稿にひきつづき、マサチューセッツの一タウン、サフィールドの town-records (「第2期」「第3期」)をとりあげて、未分割共同地をめぐる「タウン」と「所有権者」の紛争、および土地所有の再編成と社会的分業の展開との関連をとりあげることとする。

## 二

1670年5月スプリングフィールドの住民が中心となり、植民地議会に「ストーニー河」流域にタウンを設立したい旨の請願がなされ、議会は同年10月6マイル平方の土地を付与した。<sup>(6)</sup>

サフィールドの土地付与は1670年からおこなわれ、1713年3月9日以前に、入植委員会による付与が約6,258エーカー、1688年3月6日付の所有権者により「第2回付与」「the Second Division」によって所有権者は約2,915エーカーが付与され、合計9,173エーカーが付与されていた。<sup>(7)</sup>この「第2回付与」では、「この入植地のすべての現所有権者は20エーカーに対して10エーカー〔の割合〕で、(より大きな地片に対しては同等)の土地を追加される」、すなわち、現在の所有地の半ばを新たに付与すること、また「第2回付与地の木材利用権は住民の誰にも認められる」ことが規定されている。しかし、「第2回」付与の前提となる1688年3月までの土地付与と土地移動の状況を把握することが出来ないため、<sup>(8)</sup>「第2回付与」の内容を確定することは出来ない。この後、1712年3

tischen Sekte und der Geist des Kapitalismus. (GAzRS, I, SS. 207-236). 中村貞二訳「プロテスタント主義の教派と資本主義の精神」(河出書房「世界の大思想」II-7, 所収); Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen. Zwischenbetrachtung: Theorie der Stufen und Richtungen religiöser Weltablehnung. (GAzRS, I, SS. 536-573). 中村貞二訳「宗教的現世拒否の段階と方向の理論」(河出書房「世界の大思想」II-7, 所収); Wirtschaft und Gesellschaft 4 Aufl. Tübingen, 1956, Kapitel V, § 11. SS. 348-381. 英明訳「宗教倫理と現世」(河出書房「世界の大思想」II-7, 所収); IX, § 7. SS. 696-734. 世良晃志郎「支配の社会学」II(創文堂刊)などを参照。ウェーバーが指摘しているように、セクテは、第1に、有資格者を無資格者から分つ選抜装置である。第2に、官職カリスマを拒否し、俗人性を保持する。第3に、特有の反政治的、非政治的性格をもち、「——ニュー・イングランドの独立派のように——政治勢力と同盟を結ぶときは、教会の有資格者たちの貴族制的、政治的支配が生れ、(中略)妥協と特殊セクテ的性格の喪失とに導く」。第4に、「国家と教会の分離」や「寛容」に対して、必然的に好意的ならざるをえない。セクテは「良心の自由」の要求の最も本来的な担い手なのである。そこではクエーカーのように、自己の良心の自由とともに、他者の良心の自由が限りなく尊重される。第5に、セクテの内部には世俗内禁欲が貫いている。このようなセクテがニュー・イングランドの支配体制と化することによって、選抜の原理は政治的・社会的・経済的・宗教的な差別の原理となる。セクテの支配が教役者に帰することによって、セクテは自ら強制力をもつに至り、他者の良心を圧迫するようになる。この近代の発端における自由とその変質の問題こそが筆者の関心のあるところである。

注(6) 拙稿「17世紀末ニュー・イングランドの一タウンについて——サフィールド(マサチューセッツ)の場合——」(「三川学会雑誌」第52巻第10号)は、タウン設立から1682年までの土地付与をみつづけている。本稿はその続編である。

(7) Sheldon, Hez. S. (collected, transcribed, and published by), Documentary History of Suffield. Second Period, 1682-1715. Hartford, 1882. (以下 Sheldon, D. H. S. II. と略記する。) p. 194 note.

(8) Sheldon, D. H. S. II, pp. 109-110.

(9) 1682年までの土地付与については、拙稿「17世紀末のニュー・イングランドの一タウンについて」第2表参

月25日、同年4月2日、および1715年1月3日の3回に亘り、タウンによって土地付与がおこな  
<sup>(10)</sup>われた。この付与は後に所有権者の異議申立てにより無効とされた。(この点については後に詳述する。)さらに、1720年不平等を矯正するため、1,558エーカーが付与された。1725年には丘陵地以東の約2,150エーカーが、1742年には丘陵地帯583エーカーが、そして1759年には丘陵以西の残る730エーカーが付与され、総計約14,000エーカーが付与された。これは道路・河川・特別付与地など約8,000エーカーを除くすべての土地の付与が終了したことを意味している。<sup>(11)</sup>

サフィールドでは、タウンが未分割の共同地に対する権利をもっていたが、1712年3月31日附で土地に関する決定権はタウンではなく、第1回の付与をうけるか又は付与地を購入した所有権者 proprietors にあると決議された。<sup>(12)</sup> <sup>(13)</sup>にも拘らずタウンは所有権者にはかかる事なく、2回(1713年3月25日および同年4月2日)にわたって共同地を住民に付与した。<sup>(14)</sup>

まず、1713年4月2日附の付与そのものについて分析してみると、付与件数106件、そのうち同一人物が2件付与された例はせいぜい1件に過ぎない。<sup>(15)</sup> <sup>(16)</sup>付与総面積656エーカーを規模別にみると、7.5エーカーが最も多く21件(21%)、計157.5エーカー(24%)、次いで2.5エーカーが17件(16%)、計42.5エーカー(6.5%)、5.5エーカーが16件(15%)、計88エーカー(13.4%)、6.5エーカーが11件(約10%)、計71.5エーカー(約11%)<sup>(17)</sup>(以下省略)である。そのうち、本史料「第1期 the First Period」所収の1682年以前の被付与者は26名、おそらく被付与者と考えてよい者7名、合計33名であるが、これらの被付与者の付与地は7.5エーカーが最も多く、2.5エーカーおよび6.5エーカーがこれに次ぎ、8エーカー台がこれにつづいている。1682年以前の被付与者であるからという理由で、彼らが1713年4月2日附の土地付与に特に有利な取扱いを受けたとはいえない。

照。1688年3月までの土地付与および土地移動がシェルドン編の史料集「第2期」に全部収録されているとすれば、新たな付与は40エーカー又はそれ以下が20件足らず(面積不詳のものを除く)で、そのうち半ばは追加付与と思われる。Sheldon, D. H. S. II, pp. 80-83, 87, 99, 100, 102, 103, 104, 105, 106, 108, 110-111, 参照。

注(10) ここで「所有権者」に対して、「タウン」という場合は、「非所有権者 non-proprietors」「新来者 new-comers」をも含む「タウン・ミーティング」を意味する。この場合付与を行なうのはタウンの「セレクトメン」である。以下同様。

(11) Sheldon, D. H. S. II, p. 194 note.

(12) 前注(5)参照。

(13) Sheldon, D. H. S. II, p. 172.

(14) Sheldon, D. H. S. II, pp. 177, 178-181.

(15) 第2回付与が明確に把握出来るならば、1682年以前(拙稿、第2表)から88年にいたるすべての付与に、「第2回付与」(1688年)および、1713年の2回の付与と1715年1月3日の付与(但し、この後3回の付与は無効とされた。)とを加えれば、土地付与の全貌をとらえることが出来る。「第2回付与」の内容が不明であることがこの場合大きな障害となっている。ここでの分析のねらいは、この付与に所有権者が特別有利な取扱いを受けたか否かをあきらかにするにある。

(16) 1671年度の所有権者 Jonathan Winchell と1713年度の Jonathan Winchell, Sr. とを同一人物と看做すことが出来るとすれば、僅かに1名が2筆の付与を受けたことになる。Sheldon, D. H. S. II, p. 179, 181.

(17) 「第1期」(Sheldon; D. H. S., First Period.) 所収の被付与者と同一名義の後に Sr. と記されている者である。

この2回の付与に反対する所有権者は、1714年3月22日のタウン・ミーティングで、セレクトマン達が投票を確認してミーティングにはかかることが出来ないのに測量官に地画を命じ、タウン書記に登記させるのは「タウンの慣習に反する正規でない不正」であるとし、「タウンの平和と利益をみだすような、現在行なわれている根拠のない不正のやり方」を防ぐために、所有権者が討議し結論をうるまで、かかる地画と登記をとりやめるよう命じた。<sup>(18)</sup> 1715年8月4日には、タウン・ミーティングで土地配分をめぐる紛争について友好的合意に達するよう努力するか、特別法廷に委ねるかが議られ、前者に意見の一致をみた。<sup>(19)</sup> 同日のミーティングで、1713年3月25日と4月2日の付与地は、土地をめぐる紛争が解決するまで登記しないと定めた。<sup>(20)</sup> しかるに1716年1月3日のミーティングで再び大量の付与が行なわれた。<sup>(21)</sup>

1716年1月3日附の土地付与では、付与件数80件、付与面積779エーカーである。これを付与規模別にみると、7エーカー台が最も多く16件(20%)、計118エーカー(15.2%)、10エーカー台が15件(18.7%)、計154エーカー(19.6%)でこれに次ぎ、5エーカー台が14件(17.5%)、計70.5エーカー(9.1%)とつづくが、付与が5エーカー台から8エーカー台に集中しているのに対して、1716年1月の付与は、7エーカー台から13エーカー台に移り、全体として付与地はやや規模が大きくなっている。また1716年1月3日附の付与にも1682年以前の被付与者が17名(21%)見られ、その付与地面積は主として9エーカーから13エーカーの間に位し、他の被付与者に比して付与地の規模がやや大きかったが、旧被付与者が特に有利な取扱いを受けたとはいえない。<sup>(22)</sup> これに対して30名の所有権者はこの付与が土地付与の為に適法なミーティングにより行なわれたとは判断出来ないから反対する旨宣言した。<sup>(23)</sup> 両者の間に意見の一致をみる事が出来なかったので、1月10日のサフィールドで開かれた巡回裁判は、1713年3月25日および4月2日の付与は無効、1714年3月22日の登記禁止決議は有効とし、今後タウンの未分割共同地の所有権者は該共同地の管理・改良・分割・処分権を有するとし、ここに所有権者の主張は全面的に認められることとなった。<sup>(24)</sup> こうして、「タウン・ミーティング議事録 town records」には、取用地に対する代替地付与などを除くと、土地<sup>(25)</sup>

注(18) Sheldon, D. H. S. II, pp. 185-6.

(19) Sheldon, D. H. S. II, pp. 189.

(20) Sheldon, D. H. S. II, p. 190.

(21) Sheldon, D. H. S. II, pp. 192-3.

(22) このように、1713年および1715年の被付与者の中には、1682年以前の旧い家系の被付与者がかなり含まれて居た。しかもこの3回の付与に限って言えば、彼らの付与地面積は新しい被付与者のそれに比して、大きかった。旧い家系には、Austin 家, Burbank 家, Copley 家, Granger 家, Hale 家, Harmon 家, Huxley 家, Kent 家, King 家, Old 家, Palmer 家, Remington 家, Roe 家, Smith 家, Taylor 家, Trumble 家, Winchell 家などがあつた。

(23) Sheldon, D. H. S. II, p. 193.

(24) Sheldon, D. H. S. II, pp. 194-5.

(25) 公道・橋梁などの建設のため、私有地を提供した場合、これに対して然るべき代替地が付与された。この種の付与は少なからず記録されている。

付与や土地移動に関する記録は見られなくなった。それ故、われわれは「所有権者会議議事録」が利用出来るようになるまで、1716年以降のサフィールドの土地問題を分析することは出来ない。

ニュー・イングランドの多くのタウンでは、初期にはタウンと所有権者 proprietors とは同じものであったし、「所有権者会議 proprietors' meeting」が「タウン会議 town meeting」から分離した後でさえも、共同地に対するそれぞれの権利は明確ではなかった。この未分割共同地に対する権利の不明確さは後にさまざまな紛争を招くことになった。以下において、アカギの研究に依拠して、未分割共同地をめぐる紛争の性格と特徴をかえりみることにする。マサチューセッツのノーザンプトンではタウンと所有権者は多年に亘って相互にその権利を主張して、「水と油のような関係にあった」が、1756年4平方マイルを10年間タウンに保留することを条件に、タウンは未分割共同地に対するすべての権利を抛棄した。

マサチューセッツのプリマスでもタウンと所有権者との間に羊の放牧権をめぐる紛争が見られた。ここではタウンが所有権者の主張を抑えて行った。同じくマサチューセッツのウォバーンではタウンが所有権者との差別を無くし、所有権者の既得権を否定しようと図ったが、そのころみは所有権者の権利を認めた植民地議会法令のために失敗に帰した。

コネティカットのシムスバリでは「台地 uplands」が原所有権者とタウンの何れに帰属するかをめぐって繰返し紛争があり、タウンの多数の住民は、議会が所有権者の未分割共同地に対する独占的な管理・分割権を認める迄、未分割地の付与を続けて行った。メインのフォルマウスでは1718年設立当初から所有権者とタウンは敵対関係にあり、1728年タウンは、10ポンドをタウンに納入することを条件に新来者が共同地の分割にあずかることを認めた。所有権者は植民地議会に請願し、「タウン・ミーティング」とは別に、「プロプラエターズ・ミーティング」をもつべきことを主張した。二つのミーティングは1731年まで争い、ボストン高等裁判所はタウン側の主張を抑え、所有権者の権利を確認した。

土地配分をめぐる紛争は、タウンと所有権者との間にのみおこったのではなく、所有権者相互間にも見られた。タウン設立にあたって負担した「出資額 shares」又は「エーカー権 acre rights」

注(26) 1716年以降の土地記録は、マニユスクリプトの形態で保存されている。Proprietors' Records of Suffield, 1716-1821. 2 vols. (Town Clerk's Office, Suffield, Conn.) (Akagi, Roy Hidemichi, The Town Proprietors of the New England Colonies. p. 306.)

(27) Akagi, Ibid. 以下の叙述は本書に多く負う。

(28) Akagi, Ibid., pp. 142-3.

(29) Akagi, Ibid., pp. 143-4.

(30) Shurtleff, N. B. (ed.), Records of the Governor and Company of the Massachusetts Bay in New England. 1628-1686. 5 vols. Boston, 1853-4. (Massachusetts Colonial Records) Vol. IV, Pt. 2, pp. 354-6.

(31) Akagi, Ibid., p. 144.

(32) Akagi, Ibid., pp. 145-6.

(33) Akagi, Ibid., pp. 146-7.

によって未分割共同地の配分が行なわれたから、不平等は配分を行なうごとに大きくなっていった。マサチューセッツのグロトンでは最小エーカー権と最大エーカー権とでは1対10のひらきがあったし、小さな所有権者の権利は時日の経過とともに不明確になって行った。デダムでもこの種の不平等が、またチャールスタウンでは所有権者について同様の不明確さがあったと指摘されている。

タウンの土地配分の不平等は、面積の上だけでなく、質の面にもあらわれた。質的不平等は所有権者相互間の境界線をめぐる争いとしてあらわれた。マサチューセッツのティスバリ、ウースターなどの例がそれである。測量技術の未熟さは境界紛争の誘因であった。インディアンや野獣の襲撃および飢餓の危険を冒してタウン建設に参加した者が、所有権者としてタウンの土地の管理・分割・処分権を有したことは、初期の段階ではむしろ健全であったし、独立後も西部開拓地において「先占権」pre-emption right(ペンシルヴェイニア西部では、開拓農村らしく、「斧権 tomahawk claims」——トマホークとはインディアンの戦斧 tomahawk のことで、開拓地では自己の欲する土地の周囲の立木を切倒すか、その幹に斧で傷をつけて、その所有権を主張した——と呼んでいる)という形で繰返しあらわれた。しかし、勤労にもとづく権利は、やがて追加付与に際して不労所得源となって行った。

所有権者は、タウン設立に与ったという理由で経済的に富裕であっただけではなく、人種的にも宗教的にも特権層を構成していた。所有権者はイングランド系プロテスタントであり、スコットランド系の移民とは区別されていた。アダムズが指摘したように、「租税を納入し、説教を支えることが出来るような」善良で裕福な信仰深い市民のみに共同体の成員を限ろうとしたわけである。しかしタウンの人口増大につれて、土地需要が増大し、人種的異質性・階級意識・タウン行政の複雑

注(34) Akagi, Ibid., pp. 151-2.

(35) Akagi, Ibid., p. 152.

(36) Akagi, Ibid., p. 154.

(37) Akagi, Ibid., pp. 154-5.

(38) 中村「アメリカ資本主義の成立」81-111頁。

(39) P. W. Bidwell and J. I. Falconer, History of Agriculture in the Northern United States. N. Y. 1941. pp. 72-3; Fletcher, Steven Whitcomb, Pennsylvania Agriculture and Country Life, 1640-1840. Harrisburg, 1950. pp. 20-24; Ford, Amelia Clawley, Colonial Precedents of Our National Land System as It Existed in 1800. Madison, Wis. 1910. chap. VII. 1730年の“Law of Improvement”や1750年の“Settlement Rights”なども勤労農民の汗の権利を承認したものであり、これが裁判所に吸収され成文化されて行った。

(40) 拙著「成立」88頁。

(41) Adams, Herbert B., Village Community of Cape Anne and Salem. (Johns Hopkins University, Studies in History and Political Science, 1st Series, IX-X) p. 67. カンタベリー大僧正ロードの庄政をのがれて、「大移住 The Great Migration」して来たピューリタン達にとって、カトリックや国教会の「信教の自由」を認めることは全く無意味であった。万里の波濤をこえて「大移住」し、インディアンと野獣の襲撃の危険に堪えて、新たに自由な礼拝の天地を開拓した労苦が無に帰することになるからである。この意味で「信教の自由」は無限定ではなかった。しかし、自他の良心の自由を徹底的に主張し、そこからタウンの構成員を選択しようとしたセクテが、集団的に定住し、強制力をもつ体制 establishments と化し、さらに経済的に差別を支持するにいたるのは、悲劇的なことなのである。Weber, Max, Wirtschaft und Gesellschaft. 4. Auflage. Tübingen, 1956. Kapitel V. Typen religiöser Vergemeinschaftung (Religionssoziologie) SS. 245-381. § 11 英 明訳「宗教倫理と現世」

化が見られるようになって来た。<sup>(42)</sup>そしてタウンの土地紛争は人口増大の顕著なマサチューセッツ東部とコネティカット河流域に見られた。<sup>(43)</sup>不在所有についての紛争はむしろ辺境タウンに見られた。<sup>(44)</sup>

非所有者側の主張は、第一に、タウンの土地は全所有者に属し、すべての者の利益のために用いられるべきである。第二に、土地の配分は租税(タウン税・牧師維持費など)に応じて平等であるべきである。第三に、タウン住民の平等な地位は、租税および奉仕の平等の結果である。第四に、土地は単に所有のためであるだけでなく、占有・定住・改良のためのものである。第五に、土地は利用されずに放置されるべきではない。第六に、タウンの平和と福祉は全員の協力によるタウン生活の<sup>(45)</sup>一体化により維持される、という諸点に要約出来る。これに対し、所有者側は専ら法律的側面から自己の権利を擁護した。すなわち、第一に、所有者は土地の管理・分割・改良権をもつ。第二に、所有者の権利は相続・贈与および購入によってのみ得られる。第三に、非所有者は所有者が特別に付与した土地についてだけ権利を有する。第四に、これらの付与は未分割共同地への権利を<sup>(46)</sup>含まない、というものであった。

非所有者の要求に対して、所有者側は非所有者をあく迄も排除して所有者の独占的地位を擁護しようとするか、非所有者に土地は付与するが、未分割地に対する権利は認めないとするか、非所有者を所有者と認めるか、のいずれかの態度をとった。<sup>(47)</sup>ヘヴァヒル、ニューバリ、セイラム、プロヴィデンス、ダックスバリでは非所有者の要求を容れるかたちで解決が見られた。<sup>(48)</sup>譲歩が容易に行なわれない場合は、妥協ないし合意がみられた。ノーザンプトンやチザムの場合がそれであるとして<sup>(49)</sup>いる。譲歩も妥協も行なわれない場合は、仲裁形態がとられた。有力な法律家の意見を徴したり、他のタウンからの仲裁員により解決したり、タウン内の非利害関係者の中から調停員を選んだり<sup>(50)</sup>した。しかしその何れも採りえない場合は、植民地議会に請願して解決を求めたが、このサフィールドの場合もそうであったように、議会は一般に所有者に有利な決定を下した。議

(「世界の大思想」II-7, ウェーバー「宗教・社会論集」河出書房刊, 209-357頁。)第11節, 306頁以下。Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*. Kapitel IX, 7 Abschnitt. SS. 696-734. 世良晃志郎訳「支配の社会学」II, 524頁以下。Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*. Tübingen, 1920. I, SS. 536-573. *Zwischenbetrachtung: Theorie der Stufen und Richtungen religiöser Weltabkehrung*. 中村貞二訳「宗教的現世拒否の段階と方向の理論」(「世界の大思想」II-7, 155-191頁)。Weber, *Die protestantischen Sekten und der Geist des Kapitalismus*. (Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie. I. SS. 207-236) 中村貞二訳「プロテスタンティズムの教派と資本主義の精神」(「世界の大思想」II-7, 83頁以下)などを参照。

注(42) Akagi, *Ibid.*, p. 157.

(43) Akagi, *Ibid.*, pp. 157-8.

(44) Akagi, *Ibid.*, p. 158.

(45) Akagi, *Ibid.*, p. 158.

(46) Akagi, *Ibid.*, p. 158.

(47) Akagi, *Ibid.*, pp. 159-165.

(48) Akagi, *Ibid.*, p. 160.

(49) Akagi, *Ibid.*, pp. 160-1.

(50) Akagi, *Ibid.*, pp. 161-2.

会は最も富裕な階層から構成されていたからである。<sup>(51)</sup>そしてこのような決定は先例として機能した。<sup>(52)</sup>

このように、サフィールドの未分割共同地の配分をめぐるタウンと所有者との間の紛争は、たんにサフィールドという一つのタウンにだけ見られた個別的现象ではなく、18世紀以降ニュー・イングランドの諸タウンに広く見られた現象であった。<sup>(53)</sup>人口が次第に増大し、タウンの中に土地を求める人々——「非所有者」とよばれる——は、タウン・ミーティングを通じて土地の付与を求めはじめた。しかるに17世紀以来の「旧タウン」では設立以来の所有者(およびその相続人・譲受人)が未分割共同地の管理・分割・処分権を独占していた。かつては「旧タウン」に脈うっていた宗教的カリスマはいまや色あせ、不労所得を宗教的に弁護するようになっていた。「コミュニティの平和と福祉」をねがう所有者は、植民地議会の支持をえて、非所有者の主張をしりぞけ、未分割地の配分を終了したわけである。

そこで次節では、土地所有の再編成と、社会的分業の展開について分析することにする。

### 三

〔I〕 筆者はかつて、サフィールドの初期の土地付与にはおおむね衡平の原則が貫かれていたが、

タウン設立後まもなく不在土地所有者があらわれ、土地所有の分化が見られはじめたことを指摘<sup>(54)</sup>した。サフィールドの「タウン・ミーティング議事録」(第2期, 1682-1715年)には、若干の土地付与と、かなりの数にのぼる土地移動が記録されている。以下これを検討すれば次のようである。

(1) 既に付与の申請がなされていたが、何らかの手ちがいで登記されていなかったもので、あらためて登記するというもの。<sup>(55)</sup>

(2) 鍛冶屋・縮絨工などに対し所定の奉仕を一定期間要求するとともに、土地を付与するもの。

たとえば、鍛冶屋 Joseph Pomrey に対し、「タウンに定住し、とどまり、7年間タウンの便宜のため trade に従事する」ことを条件に、相続可能の土地40エーカーを付与したような例がそれである。<sup>(56)</sup>また学校の管理者への報酬として土地を付与した例もこの種の付与と考えられる。<sup>(57)</sup>

(3) 公道・橋梁などに所有地の一部を提供した代償として、所有者に代替地が与えられた場合。<sup>(58)</sup>

注(51) Akagi, *Ibid.*, p. 162.

(52) Akagi, *Ibid.*, p. 163.

(53) Akagi, *Ibid.*, pp. 144-5. ここではサフィールドも一例としてあげられている。

(54) 前掲, 拙稿「17世紀末ニュー・イングランドの一タウンについて」

(55) Sheldon, D. H. S. II, pp. 102, 128.

(56) Sheldon, D. H. S. II, pp. 81-2.

(57) Sheldon, D. H. S. II, pp. 162, 177.

(58) Sheldon, D. H. S. II, pp. 164, 173, 177.

- (4) 建築・生垣建設の便宜のために、若干の土地を追加付与した<sup>(59)</sup>もの。  
 (5) 自己の所有する宅地・牧草地などに隣接する牧草地・沼沢地などが付与されたもの、および  
 所有地から公道への通路が該所有地の一部として付与された<sup>(60)</sup>もの。  
 (6) 自己の付与地(の一部)をタウンに返還して、代替地を付与された<sup>(61)</sup>もの。  
 (7) 被付与者が他の被付与者と所有地を交換することが承認された<sup>(62)</sup>もの。

などがそれである。このうち、(5)(6)(7)は、17世紀末葉から18世紀初頭にかけて、ようやくタウン内部に土地所有関係の再編成がはじまり、農民経営の一括化が蝸牛的ながら進行しはじめたことを示すものといえよう。

〔II〕このような土地所有関係の資本主義的再編成への動きと絡みあって、社会的分業の進行が見られた。

製材場・製粉場。開拓地に最も早くから見られた製造場は製材場・製粉場である。タウンはいち早く1671年1月の入植条令 Acts of the Committee 第16条に、製材場・製粉場を設立することを奨励するために、これらの製造場にそれぞれ60エーカーの土地を付与し、共同地の伐木権を認める旨を規定している。<sup>(63)</sup>この規定のもとにピンチョン少佐は1672年製材場および製粉場を設立したが、1697年以後は製材場主の伐木権が否定され、1713年には彼の相続人は製粉場をジェイムズ・ロートンに売却し、1747年には製材場2と製粉場1が抛棄された。<sup>(64)</sup>

鞣皮工。トーマス・スミスは、マサチューセッツ植民地のイプスウィッチから来住し、1692年5月2日附で鞣皮のために共同地の樹皮をはぐ自由を認められている。<sup>(65)</sup>また1699年12月8日附で鞣皮工コーニングに土地が付与されている。<sup>(66)</sup>1677年ハドリーから来住したジョーゼフ・イーストマンも鞣皮工として50エーカーの土地を付与されている。<sup>(67)</sup>

鍛冶屋。ジョーゼフ・ボムリーは1699年3月7日附で「このタウンに定住し7年間タウンのために鍛冶職に従事するという条件で」40エーカーの土地を与えられた。<sup>(68)</sup>また1697年7月22日附でグッドマン・ストックウェルは鍛冶屋奨励のため一筆の土地を付与されている。<sup>(69)</sup>

注(59) Sheldon, D. H. S. II, pp. 104, 108 など。

(60) Sheldon, D. H. S. II, pp. 104, 105, 106, 107, 108, 110, 113, 116, 133 など。

(61) Sheldon, D. H. S. II, pp. 162, 163.

(62) Sheldon, D. H. S. II, pp. 111, 148.

(63) Sheldon, D. H. S. II, p. 57. なお1685年3月3日附でも同様の規定がなされている。(D. H. S. II, p. 104)

(64) Sheldon, D. H. S. II, pp. 14, 62, 174.

(65) Sheldon, D. H. S. II, p. 115. 但し、スミスは織布工であったともされている。(Sheldon, D. H. S. I, *Errata and Addenda*.)

(66) Sheldon, D. H. S. II, p. 115.

(67) Sheldon, D. H. S. II, p. 136.

(68) Sheldon, D. H. S. II, pp. 81, 132.

(69) Sheldon, D. H. S. II, p. 128.

煉瓦積工。ティモシー・フェルプスは1726年サフィールドに<sup>(70)</sup>来住した。

大工。1717年イプスウィッチの大工の子ジョーゼフ・フラーが父の購入地に<sup>(71)</sup>来住し、1714年アサフ・リーヴィットは8エーカーの土地を付与され、<sup>(72)</sup>またサムエル・スミス二世は1737年1月20日附でその職人達と大工を営むことを認められている。<sup>(73)</sup>またスプリングフィールドのヴィクトリ・サイクスは1680年50エーカーを付与されている。<sup>(74)</sup>

桶工。ジェイムズ・キングは1678年桶工として60エーカーを付与され<sup>(75)</sup>来住した。

船大工。エドマンド・マーシャルは1680年80エーカーを付与され、1682~5年にニューバリから<sup>(76)</sup>来住した。

織布工。ニューベリーのリチャード・ウーリー(リチャード・ウールワース)は1680年60エーカーを付与され、1684年来住した。<sup>(77)</sup>

縮絨工。1710年5月10日、サムエル・コプリーに対し縮絨場を設立することを許可し、またダムを建設することによってタウン又は如何なる個人にも損害を与えぬことを約束するならば、前記目的のため右の場所の水利権が付与される旨決定された。<sup>(78)</sup>

鉄工所。1700年11月タウンは、ジョン・ピンチョン Colonel John Pynchon, Esq.; Joseph Parsons, Esq.; John Eliot, Esq. の設立願いに<sup>(79)</sup>応じ、<sup>(80)</sup>鉄工所の設立を許可し、その奨励のため合計100エーカーの土地を付与した。<sup>(81)</sup>この鉄工所はシャベルの製造に従事していたが、1801年洪水に流された。しかし、この地方は反錐用や截鉄用の水力、燃料用木材、サフィールドおよび隣接諸タウンの沼からとれる泥鉄鉱が豊富だったので、1721年には、Peter Roe, Joshua Leavit, Anthony Austin, John Trumble 1st, Samuel Remington, James King Jr., Samuel Hatchway らによって<sup>(82)</sup>第2の鉄工所が、1722年には第3の鉄工所が“Ebenezer Fitch and Co.”によって<sup>(83)</sup>設立され、製釘用の針金が製造された。鉄は納税に用いることが認められ、「タウン・ミーティング議事録」に

注(70) Sheldon, D. H. S. II, p. 270.

(71) Sheldon, D. H. S. II, p. 18.

(72) Sheldon, D. H. S. II, p. 83.

(73) Sheldon, D. H. S. II, p. 267.

(74) Sheldon, D. H. S. II, p. 27, 41.

(75) Sheldon, D. H. S. II, pp. 27, 36; I, *Errata and Addenda*.

(76) Sheldon, D. H. S. II, pp. 27, 37.

(77) Sheldon, D. H. S. II, pp. 27, 44.

(78) Sheldon, D. H. S. II, p. 165.

(79) スプリングフィールドのジョーゼフ・パーソンズの子。スプリングフィールドおよびノーザンプトン選出代議員を14年間つとめ、郡裁判所判事であった。Sheldon, D. H. S. II, p. 150 note.

(80) インディアン伝道師の孫で、ウィンザーの名士であった。Sheldon, D. H. S. II, p. 151 note.

(81) Sheldon, D. H. S. II, pp. 137, 151-2.

(82) Sheldon, D. H. S. II, p. 152 note.

(83) Sheldon, D. H. S. II, p. 152 note; Conn. Col. Records, VI, p. 312.

は他の諸生産物とともに、その評価額が記載されている。<sup>(84)</sup>

銅山。1708年5月6日、タウン内の未分割地内のすべての鉱山はタウンのために保留 sequester and conserve さるべき旨決定された。<sup>(85)</sup> 1712年10月17日および22日の決定により、タウン内のすべての銅山はニューベリーのウィリアム・パートリッジ大佐に8年間賃貸することが認められた。<sup>(86)</sup> 翌1713年9月9日には銅山を上記パートリッジおよびウィンザーのジョン・エリオットに賃貸する旨決定したが、<sup>(87)</sup> シムスバリとの境界紛争のため、この賃貸は無効となった。<sup>(88)</sup>

このように、製材場・製粉場、鞣皮工、鍛冶屋、大工・桶工・船大工、織布工、縮絨工のような農村手工業者を底辺にして、その上に消費財および生産財生産部門たる鉄工所がいくつかあらわれて来ている。また繊維工業部門でも1820年頃迄は自給用衣料生産が広汎に見られ、1792年以後はジェニー紡績機による綿糸がニュー・イングランドの各農村の手織工に販売された。1820年以前にサフィールドには綿糸工場が三つあった。<sup>(89)</sup> この綿糸工場と農村手織工との関係は、筆者がかつて分析した如くである。<sup>(90)</sup>

〔附記〕 本稿は匆忙の裡に執筆されたもので、誠に拙いものであるが、謹んで故宇尾野久教授の霊に捧げるものである。本稿執筆にあたり多く使用した Sheldon, Documentary History of Suffield は、青山学院大学の田島恵児教授の御好意により披見の機会をえたものである。

なお、本稿は昭和43年度福沢諭吉記念慶応義塾学事振興基金による研究「近代化の比較的研究」の一部である。

注(84) Sheldon, D. H. S. II, passim.

(85) Sheldon, D. H. S. II, p. 157.

(86) Sheldon, D. H. S. II, pp. 175-6.

(87) Sheldon, D. H. S. II, p. 183.

(88) Sheldon, D. H. S. II, p. 183.

(89) Sheldon, D. H. S. II, p. 149.

(90) 拙著「アメリカ資本主義の成立」第3章, 177~318頁。

## 近世諏訪地方における 世帯規模の人口史的研究

速水 融

### 1. 序 論

徳川時代における農民の世帯規模については、従来それ自身あまり関心が持たれて来なかった。農民家族に関する研究は、一方では相続や分家、家族制度といった社会学的アプローチがあり、<sup>(1)</sup> また社会経済史の分野でも体制との関係から、生産単位としての農民の「小農自立」又は「複合家族から単婚小家族への移行」という立場から論及はなされて来たが、家族又は世帯規模自体を究明する歴史人口学 (historical demography) 又は人口史学 (population history) 的接近はほとんどなされていない。本稿では、徳川時代の農民の世帯規模について、まずその事実をつきとめるべく社会生態学的にとらえようとするものである。

本稿は1969年9月、英国ケンブリッジ大学で開かれた Cambridge Group for the History of Population and Social Structure 主催の History of Family に関する学会において提出した報告を骨子としたものである。この学会は同研究グループの Peter Laslett 氏によって企画された。同氏の 'Mean Household Size in England since the Sixteenth Century' は、近く公表される予定であるが、企画の経過について詳しく述べている。筆者が従来続けて来た徳川時代の人口史研究の研究方向と、Cambridge Group のそれとの間には親近性があり、相互に密接な連絡をとりながら現在研究が進められている。今回の学会では、主題の下に英国、フランス、東南ヨーロッパおよび日本の事例が報告され比較検討が行われたが、報告や討論は大體前記の Laslett 論文に沿って行われたので、本稿もそれに従ったものである。

世帯規模がここで何故とりあげられたのだろうか。英国においては、小家族化は工業化に伴って生じた現象で、それ以前の家族規模はヨリ大きく、さらに使用人を含めた世帯の規模はもっと大きいものであるということが一般に信じられていた。Laslett ら Cambridge Group の研究者は、16

注(1) たとえば Chie Nakane, Kinship and Economic Organization in Rural Japan. London, 1967.